

令和8年度労働報酬下限額

1. 渋谷区公契約条例第7条第1項第1号に規定する公契約

(1) 労働報酬下限額

単位：円（1時間当たり）

No.	職 種	下限額	No.	職 種	下限額
1	特殊作業員	3,454	27	普通船員	3,679
2	普通作業員	3,038	28	潜水士	5,929
3	軽作業員	2,104	29	潜水連絡員	4,298
4	造園工	3,117	30	潜水送気員	4,039
5	法面工	3,780	31	山林砂防工	3,657
6	とび工	3,724	32	軌道工	6,604
7	石工	3,724	33	型わく工	3,713
8	ブロック工	3,645	34	大工	3,443
9	電工	3,859	35	左官	3,803
10	鉄筋工	3,803	36	配管工	3,387
11	鉄骨工	3,353	37	はつり工	3,510
12	塗装工	4,107	38	防水工	4,298
13	溶接工	4,287	39	板金工	4,028
14	運転手（特殊）	3,499	40	タイル工	3,533
15	運転手（一般）	2,880	41	サッシ工	3,747
16	潜かん工	4,197	42	屋根ふき工	3,940
17	潜かん世話役	5,029	43	内装工	3,870
18	さく岩工	4,725	44	ガラス工	3,758
19	トンネル特殊工	4,253	45	建具工	3,391
20	トンネル作業員	3,612	46	ダクト工	3,387
21	トンネル世話役	4,815	47	保温工	3,218
22	橋りょう特殊工	4,129	48	建築ブロック工	3,500
23	橋りょう塗装工	4,107	49	設備機械工	3,150
24	橋りょう世話役	4,725	50	交通誘導員 A	2,307
25	土木一般世話役	3,870	51	交通誘導員 B	2,104
26	高級船員	4,467			

備考

上記の職種にあたらぬその他の職種として取り扱われる次の労働者については、1,637円とする。

ア 見習い、手元等の労働者

イ 年金等の受給のために賃金を調整している労働者

(2) 適用年月日 令和8年4月1日

2. 渋谷区公契約条例第7条第1項第2号に規定する公契約

(1) 労働報酬下限額 1,601円（1時間当たり）

(2) 適用年月日 令和8年4月1日